

令和6年4月

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に向けた校内ルール

野沢南高等学校

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶のため、次のように校内ルールを定める。

- 1 生徒と教室や研究室等で、外から見えない状態で1対1にならない。
 - (1) 相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じたりする。
 - (2) 相談等でやむを得ない場合は、校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - (1) 小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - (2) ドアの小窓の設置等が難しい室は、教頭等管理職が、随時、使用状況等を確認する。
 - (3) 鍵の管理は事務室・教務室で行い、部屋を1人の教職員が管理しないようにする。
- 3 校務に関わる場合は除き、私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- 4 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- 6 教育目的外で、生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 7 安易に生徒を自家用車に乗せることはしない。病気や怪我等の緊急性が高い場合を除き、生徒を自家用車に乗せる場合は、所定の手続きを取る。
- 8 わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりするときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

【 校外・通報相談窓口 】

教職員を対象

① 教職員通報・相談窓口

封書 〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて

メールアドレス kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

② 子ども支援センター

大人用ダイヤル 026-225-9330

月曜日から土曜日 10:00～18:00 (日曜日・祝日・年末年始は休み)

メールアドレス kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp